

さむらい
「とやま起業未来塾学ぶ士の会」会則

(目的)

第1条 「とやま起業未来塾学ぶ士の会」(以下「とやま未来学士会」という。)は、とやま起業未来塾(以下「未来塾」という。)の卒業生間の交流、相互の啓発等を通じて、連携等に努め、卒業生の新たな事業等の充実及び発展を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 とやま未来学士会は、次の事業を行う。

- (1) 会員への相談指導
- (2) 各種交流会への参加
- (3) 会員間のビジネス連携の仲介
- (4) メールリングリストの開設及び運営
- (5) メールマガジンの配信
- (6) ホームページの作成
- (7) 現役塾生への助言及び指導
- (8) その他必要な事業

(会員)

第3条 とやま未来学士会の会員は、未来塾の卒業生とする。

(賛助会員)

第4条 賛助会員は、未来塾の運営に携わった者のうちから、代表世話人が任命する。

(世話人会)

第5条 とやま未来学士会の事業の企画・運営を行うため、世話人会を置く。

- 2 世話人会は、会員、賛助会員及び事務局関係者で構成する。
- 3 世話人会には、代表世話人を置き、世話人会を主宰する。
- 4 代表世話人は、財団法人富山県新世紀産業機構専務理事をもって充てる。

(事務局)

第6条 会務を処理するため、財団法人富山県新世紀産業機構に事務局を置く。

(補則)

第7条 この会則に定めるもののほか、とやま未来学士会の運営に関し必要な事項は、代表世話人が定める。

附 則

この会則は、平成18年7月14日から施行する。